

さいたま市施設修繕検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する施設修繕の契約（以下「施設修繕契約」という。）の履行確認に関する検査について必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 検査を行うため、次の各号に掲げる契約金額等の区分に応じ、当該各号に定める施設修繕検査員を置く。

- (1) 契約金額100万円未満、単価契約又は市外に所在する施設の施設修繕契約 契約主管課長等又は当該課長等が指定する所属の主査級以上の職員（学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）については、学校職員（学校の長又は当該学校の長が指定する教頭若しくは事務主査級以上の職員をいう。以下同じ。）を含む。）
- (2) 前号以外の施設修繕契約（以下「指定検査契約」という。） 当該施設修繕を所管する部の部長等（以下「所管部長等」という。）が指定する部内の課長等（契約主管課長等を除く。）又は当該課長等が指定する所属の主査級以上の職員。ただし、教育委員会事務局については、管理部長が指定する事務局内の課長等（契約主管課長等を除く。）又は当該課長等が指定する所属の主査級以上の職員

(検査の種類)

第3条 施設修繕検査員の行う検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 施設修繕契約の全部の履行を確認するために行う検査
- (2) 中間検査 施設修繕契約の履行中において随時行う検査
- (3) 部分検査 施設修繕契約の一部が履行された場合で契約金額の一部を支払う必要があるとき又は契約を解除しようとするときに、当該履行部分を確認するために行う検査
- (4) 部分使用検査 施設修繕契約の一部が完了し部分使用をしようとするときに行う検査

(検査の実施)

第4条 契約主管課長等は、指定検査契約に係る受注者から施設修繕完成通知書を受領したときは、所管部長等（教育委員会事務局においては、管理部長。次項において同じ。）に指定検査請求書（様式第1号）により検査を請求するものとする。

- 2 所管部長等は、前項の規定による請求があったときは、速やかに指定検査命令書（様式第1号）により指定検査契約に係る施設修繕検査員（以下「指定検査員」という。）に検査を命ずるものとする。
- 3 指定検査員は、検査を実施しようとするときは、あらかじめ契約主管課長等にその旨を通知するものとする。
- 4 教育委員会事務局の契約主管課長等（学校の長を除く。以下この項並びに第8条第4項及び第5項において同じ。）は、学校の施設修繕契約に係る施設修繕検査員を当該学校の学校職員にしようとする場合で、当該契約に係る受注者から施設修繕完成通知書を受領したときは、検査依頼書（様式第1号の2）により当該学校の長に検査を依頼するものと

する。この場合において、当該学校の長は、速やかに当該学校の学校職員から当該契約に係る施設修繕検査員（以下「学校施設修繕検査員」という。）を決定し、契約主管課長等に、学校施設修繕検査員決定兼検査実施通知書（様式第1号の2）により通知するものとする。

- 5 施設修繕検査員は、検査を実施する場合には、履行場所において施設修繕契約の内容どおり適正に行われているかを契約書、設計図書その他の関係書類に基づき公正、かつ、的確に行わなければならない。ただし、市外に所在する施設又は契約金額が30万円未満の施設修繕契約のうち、軽易なもので、写真等により適正な検査を実施できるとして、あらかじめ仕様書で指定されたものは、履行場所における検査を省略できるものとする。

（立会い）

第5条 施設修繕検査員は、検査を実施するときは、受注者又はその代理人に立会わせなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

- 2 前項において、受注者又はその代理人がやむを得ない理由により立会いに応じられないと認められるときは、施設修繕検査員は立会いがないまま検査を行うことができる。

（検査の手続）

第6条 受注者は、第3条第1号又は第3号に該当する検査を受けようとする場合は、施設修繕完成通知書又は部分払検査請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があつた日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

- 3 市長は、受注者に対し検査の結果を検査結果通知書（様式第9号）又は部分払検査結果通知書（様式第10号）により通知しなければならない。ただし、契約金額が30万円未満の施設修繕契約で、あらかじめ仕様書等で通知の省略を明示したのものについては、この限りでない。

（写真、日誌等による検査）

第7条 施設修繕検査員は、検査を行おうとするものについて外部から確認できない部分がある場合、修繕契約の性質等によりその履行場所において確認できない部分がある場合で検査の実施について支障がないと認められるときは、写真、日誌その他契約の履行を確認し得ると認められる記録により、当該部分の検査を行うことができる。

（検査調書等）

第8条 施設修繕検査員（指定検査員を除く。）は、施設修繕契約履行評定表（様式第6号）により検査を実施し、完了検査を終了したときは当該評定表に基づき契約履行確認検査評定伺（施設修繕契約・完了検査用）（様式第2号）及び施設修繕完了検査調書（様式第3号）を作成し、所管部長等に報告しなければならない。

- 2 施設修繕検査員（指定検査員を除く。）は、施設修繕契約履行評定表により検査を実施し、部分検査又は部分使用検査を終了したときは当該評定表に基づき契約履行確認検査評定伺（施設修繕契約・部分検査用）（様式第4号）及び施設修繕部分検査調書（様式第5号）を作成し、所管部長等に報告しなければならない。

- 3 前2項の規定は、指定検査契約に係る検査調書等の作成について準用する。この場合において、前2項中「施設修繕検査員（指定検査員を除く。）」とあるのは「指定検査員」と、「当該評定表に基づき」とあるのは「契約主管課等へ当該評定表等を送付し、契約主管課

等は、)と、「を作成し」とあるのは「等により」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、学校施設修繕検査員は、施設修繕契約履行評定表(様式第6号)により検査を実施し、完了検査を終了したときは契約主管課等へ当該評定表等を送付し、契約主管課等は、契約履行確認評定伺(施設修繕契約・完了検査用)(様式第2号)及び施設修繕完了検査調書(様式第3号)等により、所管部長等に報告しなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、学校施設修繕検査員は、施設修繕契約履行評定表により検査を実施し、完了検査を終了したときは契約主管課等へ当該評定表等を送付し、契約主管課等は、契約履行確認評定伺(施設修繕契約・部分検査用)(様式第4号)及び施設修繕部分検査調書(様式第5号)等により、所管部長等に報告しなければならない。

(不適正な履行状況であると評定した場合の措置)

第9条 施設修繕検査員は、検査の結果、不適正な履行状況であると評定した場合は、受注者に修補その他手直しの措置を命じなければならない。

2 施設修繕検査員は、手直しが必要な部分があると認めるときは、直ちに施設修繕手直し指示書(様式第7号)により命じなければならない。ただし、手直しが必要な部分で施設修繕検査員が軽易な手直しと認めたものについては、この限りでない。

3 施設修繕検査員は、前項の施設修繕手直し指示書を作成したときは、指示書の写しを前条の検査調書に添付しなければならない。この場合において、契約主管課等は指示書の写しにより契約課に報告するものとする。

4 受注者は、手直しの措置を命じられた場合は、手直しを行い、施設修繕手直し完了届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の届出があつたときは、速やかに手直しの状況を確認しなければならない。(施設修繕完了検査調書の作成等の省略)

第10条 契約金額が30万円未満の修繕契約については、施設修繕契約履行評定表の評定項目に基づき検査を実施し、施設修繕完了検査調書、施設修繕部分検査調書及び施設修繕契約履行評定表の作成並びに所管部長等への報告を省略することができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する施設修繕契約について適用し、同日前に締結した施設修繕契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に起案する支出負担行為の手続きについて適用し、同日前に起案した支出負担行為の手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に起案する支出負担行為の手続きについて適用し、同日前に起案した支出負担行為の手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に起案する支出負担行為の手続について適用し、同日前に起案した支出負担行為の手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に起案する支出負担行為の手続について適用し、同日前に起案した支出負担行為の手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に起案する支出負担行為の手続について適用し、同日前に起案した支出負担行為の手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する施設修繕契約について適用し、同日前に締結した施設修繕契約については、なお従前の例による。

<h2 style="margin: 0;">指定検査請求書</h2>	
部長	年 月 日
<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 中間 次の修繕の <input type="checkbox"/> 部分 検査を請求します。 <input type="checkbox"/> 部分使用	課長
件名	
履行場所	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日まで
請負代金額	円
受注者	
監督員	
現場代理人	
完成年月日	年 月 日
完成通知受理年月日	年 月 日

<h2 style="margin: 0;">指定検査命令書</h2>	
施設修繕検査員	年 月 日
課長	部長
上記修繕の検査を命令します。	

<h2 style="margin: 0;">検 査 依 頼 書</h2>	
(学校の長)	年 月 日 課長
次の修繕の	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 部分 検査を依頼します。 <input type="checkbox"/> 部分使用
件 名	
履 行 場 所	
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
受 注 者	
監 督 員	
現 場 代 理 人	
完 成 年 月 日	年 月 日
完 成 通 知 受 理 年 月 日	年 月 日

<h2 style="margin: 0;">学 校 施 設 修 繕 検 査 員 決 定 兼 検 査 実 施 通 知 書</h2>	
年 月 日	
課長	
(学校の長)	
上記修繕については、(職名： 氏名：) を学校施設修繕検査員として決定し、検査を実施します。	

施設修繕完了検査調書

年 月 日			
次のとおり検査したので報告します。			
施設修繕検査員.....			
.....部.....課.....			
件 名			
契 約 金 額	円		
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
完了年月日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
受 注 者 名			
受注者立会人氏名			
検 査 場 所			
検 査 方 法			
遅 延 日 数	日	理 由	

判定	評定 （該当欄に○印）	履行状況は適正である	不適正な履行状況である
	不適正な履行状況であると評定した場合の理由		
備 考			

契 約 主 管 課 名	
-------------	--

施設修繕部分検査調書

年 月 日			
次のとおり検査したので報告します。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 施設修繕検査員..... 部.....課..... </div>			
件 名			
回 数	回		
請 求 区 分	分	請 求 金 額	円
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
完了年月日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
受 注 者 名			
受注者立会人氏名			
検 査 場 所			
検 査 方 法			
遅 延 日 数	日	理 由	

判 定	評定 （該当欄に○印）	履行状況は適正である	不適正な履行状況である
	不適正な履行状況であると評定した場合の理由		
備 考			

契 約 主 管 課 名	
-------------	--

様式第6号（第8条関係）

施設修繕契約履行評定表

件名	
施設修繕検査員名	部 課 氏名

良好であった・・・○ 不良であった・・・×

検査項目			評定
(1)	完成の有無	契約に定められた目的物を履行期間内に完成させたか。	
(2)	書類等の提出	約款及び設計図書に基づき、定められた書類が提出されたか。 また、取扱い説明書、点検表等の資料を提出したか。	
(3)	目的の達成度	目的物の出来形・品質が設計図書を満足し、既存部分との擦り付けなど適切な履行であることが確認できたか。 また、作動状態等が良好かつ正常であるか。	
(4)	既存部分等への処置	修繕対象以外の既存部分において、汚損しなかったか。汚損した場合には、受注者の責において現状復旧を行ったか。	
(5)	労働災害・公衆災害	期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかったか。 また、労働災害及び公衆災害が発生した場合には、適切な対応を行ったか。	
(6)	建設副産物等	産業廃棄物等に関して適切な処理をしていたか。 また、建設副産物の適正な処理、再生資源の活用を推進するなど、建設リサイクルに努めていたか。	
追加項目			評定
(1)			
(2)			


評定基準

評定(○をする)	評定結果
履行状況は適正である	(1)から(6)までで、すべてが「○」である。
不適正な履行状況である	(1)から(6)までで、「×」が1個以上ある場合。

・(6)について当該修繕になじまない場合（建設副産物等が発生しない修繕など）は、評定欄に「-」を付けて評価項目から除外することができる。

- ・追加項目を設定する場合は、修繕の内容に応じて要旨を書き加える。
- ・追加項目の内容は、必ず事前に契約課から内容の承認を受ける必要がある。
- ・追加項目を設定した場合は、(1)から(6)に加えて、追加項目すべてが「○」でなければならない。

施設修繕手直し指示書

年 月 日	
様	
さいたま市長 	
次の施設修繕について検査を実施した結果不備があるので手直しを指示します。 については完了期限内に指示どおり措置して下さい。	
件 名	
検 査 年 月 日	年 月 日
指 示 事 項	
手直し完了期限	年 月 日
備 考	

契 約 主 管 課 名	
担 当 者 ・ 電 話 番 号	電話

施設修繕手直し完了届

年 月 日

さいたま市長 様

受注者

住 所.....

氏 名.....

次の施設修繕について手直し指示書に従い、手直しを実施し、完了しました。
手直し内容については、以下のとおりです。

件 名	
検 査 年 月 日	年 月 日
手 直 し 内 容	
手直し完了期限	年 月 日
備 考	

様

さいたま市長

検査結果通知書

下記の件について 年 月 日検査を実施した結果、適正な履行と認めましたので通知します。

記

- 1 件 名
- 2 履 行 場 所
- 3 完 了 年 月 日 年 月 日
- 4 契 約 金 額 円
- 5 履 行 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 6 契 約 年 月 日 年 月 日
- 7 契 約 主 管 課

第 号
年 月 日

様

さいたま市長

部分払検査結果通知書

下記の件について 年 月 日部分払検査を実施した結果、適正な履行と認めましたので通知します。

記

1 件 名

2 履行場所

3 契約金額 円

4 履行期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

5 契約年月日 年 月 日

6 契約主管課